

# 【就労系サービス】令和8年当初の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の取扱いについて

加算届の提出については、毎月15日までに提出いただいた場合、翌月から算定開始ですが、以下の前年度の実績に基づく加算等については、3月末までの実績が必要であるため、4月から算定のための期限を別途設定します。

**提出期限：4月15日（水）まで（5月請求より届出に応じた報酬単価で算定）**

## 前年度の実績に基づく加算等

就労移行：就労定着率区分、移行準備支援体制加算

就労A型：評価点区分、重度者支援体制加算、**就労移行支援体制加算**

就労B型：平均工賃月額区分、重度者支援体制加算、**就労移行支援体制加算**、**目標工賃達成加算**

就労定着：就労定着率区分、就労定着実績体制加算

就労定着以外（就労選択含む）：視覚・聴覚等支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算

全て：福祉・介護職員等処遇改善加算

※基本報酬の経過措置期間が終了する事業所についても提出漏れが無いようお願いいたします。

※就労継続支援A型の評価点は、県への提出が不要な場合も、令和7年度の評価点をインターネット等で公表してください。

※平均工賃月額区分については、その他を参照ください。

※**就労移行支援体制加算**及び**目標工賃達成加算**については、昨年度に算定している場合でも、**令和8年度に算定する場合は必ず提出**下さい。

## 留意事項

1. **加算届は、全て様式第5号（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書）、別紙1（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表）に加えて、別紙1に記載の様式も併せて提出をお願いします**
2. **福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る令和8年度処遇改善計画書（以下、計画書）については、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る計画書とあわせて、令和8年4月15日（水）までに提出してください。**
  - ※4月16日（木）～4月30日（木）に提出→**通常どおり6月から算定**
  - ※令和7年度から継続する場合も必ず提出すること。
3. 業務継続計画未策定減算等の各減算についても該当する場合は、適切に届出ください。

**4月16日（木）～30日（木）までに提出の場合、福祉・介護職員等処遇改善加算以外の前年度の実績に基づく加算等に関しては、4月から届出に応じた報酬単価で算定しますが、国保連への反映が5月以降となるため、4月報酬算定分については、6月請求でお願いいたします。**

※この取扱いは4月のみであり、5月1日算定分は通常どおり4月15日まで、以降の月も同様に、前月の15日までにご提出いただいた場合に翌月から算定します。

※提出先は通常通り、所管の健康福祉事務所へお願いいたします。

## その他（就労継続支援B型の事業者は必ずご確認ください）

令和8年度報酬改定により、就労継続支援B型の平均工賃月額区分の基準を引き上げることが障害福祉サービス等報酬改定検討チームより報告されております。平均工賃月額区分に関しても他の前年度の実績に基づく加算等と同様に4月中の加算届の提出で4月より算定可とする予定です。

詳しい届出方法については、厚生労働省からの正式な通知があり次第、別途通知いたします。